

○社会教育法（抜粋）

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

第五回特別国会

第三次吉田内閣

（社会教育委員の構成）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（平一一法八七・平一三法一〇六・一部改正）

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（昭三四法一五八・一部改正）

（社会教育委員の定数等）

第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

（昭二五法一六八・全改、昭三一法一六三・一部改正）